

本府省の管理職員は年収ベースで約100万円のアップ 地方出先の管理職員は手当が18年間も改善されず

①本府省業務調整手当の見直し 《令和7年4月実施》

- ▶ 本府省業務の特殊性・困難性の一層の高まりを踏まえ、本府省業務調整手当を次のとおり見直し

・支給対象に本府省の幹部・管理職員を追加し、51,800円を支給

- ・本府省の課長補佐級以下の職員の手当額を引上げ

〔引上げ額〕・課長補佐級 10,000円
・係長級以下 2,000円

【本府省業務調整手当の手当額】

(指定職俸給表及び行政職俸給表(一)の場合)

	職務の級	手当額 (円)	
		現行	見直し後
幹部・ 管理職員	指定職	—	51,800
	行(一) 7級以上	—	51,800
幹部・ 管理職員 以外の職員	行(一) 7級以上	41,800	51,800
	行(一)6級	39,200	49,200
	行(一)5級	37,400	47,400
	行(一)4級	22,100	24,100
	行(一)3級	17,500	19,500
	行(一)2級	8,800	10,800
	行(一)1級	7,200	9,200

2006年8月人事院勧告 定率から定額制に(翌年4月から実施)

管理職特別調整額の定額化後の手当

職務 の級	手 当 額 (円)					本省課長補佐
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
10C	139,300					
9C	130,300	104,200				
8C	117,500	94,000	82,200			
7C		88,500	77,400	66,400		35,400
6C			72,700	62,300	51,900	33,200
5C				59,500	49,600	31,700
4C				55,500	46,300	
3C					37,200	

管理職特別調整額の支給割合

区分	1種 本省課長等	2種 本省室長等	3種 府県部長等	4種 管区課長等	5種 府県課長等	本省課長補佐
支給 割合	25%	20%	17.5% (16%)	15% (12%)	12.5% (10%)	8%

() の率は定額化前の支給割合

当時、管理職
員の超勤手当を
考慮して決めさ
せた。

8月7日に人事院勧告が出されました。本府省の管理職員は、本府省業務調整手当という名目で、年間約100万円もの年収がアップされることになりました。地方出先機関の管理職員は、平成18年の人事院勧告で左表のように定率から定額変更となりました。平成19年度から管理職調整額は据え置かれています。私たちは声を上げて改善させましょう。

国土交通省管理職ユニオン
中央本部 2025. 8月